

学校法人 磯野学園 国風第一幼稚園

母の会 会則 (案)

第 1 条 本会は、国風第一幼稚園母の会と称し、事務所は国風第一幼稚園に置く

第 2 条 本会は、国風第一幼稚園在籍園児の保護者および同園教職員をもって、組織する。

第 3 条 本会は、幼稚園と家庭が協力し幼児教育振興に寄与し、会員相互の教養ならびに、親睦を図ることを目的とする。

第 4 条 第 3 条の目的を達成するために、次の事業を行なう。

1. 幼稚園の教育的施設設備環境の整備をはかる事業
2. 会員相互の親睦をはかり教養を高める事業
3. 教職員の研究奨励をはかる事業
4. その他、本会として必要と認めた事業

第 5 条 本会の役員は、次のとおりとする。

1. 会長 1名
2. 部長 2名 (各事業部の部長をもって行なう)
3. 会計 3名
4. 書記 1名
5. クラス役員 各クラス数名 (各事業部ごと)

第 6 条 役員を選任は、次のように行なう。

1. クラス役員は、各クラスより選出する。
2. 会長、部長、会計及び書記は、クラス役員から選出し、総会の承認を得るものとする。
3. 役員の任期は、1年とし重任を妨げない。

第 7 条 本会の会議は、次の 2 種とする。

1. 総会は毎年 1 回開き、また臨時総会は必要に応じ役員会に諮って、会長が召集する。
2. 役員会は全役員で構成し、必要に応じて会長が召集する。また、必要に応じて各部をおくことが出来る。

第 8 条 役員の仕事は、次のとおりとする。

1. 会長は、総会を司会し、外部に対し本会を代表する。また必要に応じて臨時総会及び役員会を召集する。
2. 部長は会長を補佐し、会長に事故ある時は代理を務める。
3. 書記は全ての会合の状況を記録し書類を保管する。また、各会合の召集を通知・連絡する。
4. 会計は全ての収入支出を記録し書類を保管する。

第 9 条 議事は出席者の過半数の賛成によって成立し、可否同数になる時は、議長が決定する。

第 10 条 本会の会費は、園児 1 人につき 1 ヶ月 500 円とする。

第 11 条 本会の経費は、会費並びに各種事業の収益・寄付金等をもって維持する。

第 12 条 本会の会計年度は、毎年 4 月 1 日より翌年 3 月 31 日とする。

第 13 条 本会の予算及び決算は、役員会の承認を要し、決算は、翌年の総会に報告する。

第 14 条 本会役員は、役員会会費を徴収し役員会の運営に充てる。また会費は役員会で決める。

第 15 条 本会則は昭和 62 年 5 月 1 日から実施する。  
本会則は平成 10 年 5 月 1 日から実施する。  
本会則は平成 14 年 5 月 1 日から実施する